

募集要項等に関する質問回答（2回目）

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	募集要項	9	第3	4		選定の手順及びスケジュール(予定)	8月7日から8月15日までは弊社の夏季休暇期間であるため、8月6日公表予定の質疑回答において一宮市様への提出書類（特に公印が必要な書類）が追加で発生した場合、締切日によって提出が難しい場合がございます。そのような変更がある場合は、前倒しでのご回答又は締切日の変更等のご配慮をお願い致します。	この回答が公表となり、そこで、8月13日受付締切の参加表明書及び資格審査書類について、追加の資料を市が設定した場合を想定しての御質問と理解致しましたが、そういった追加はありません。
2	募集要項	16	別紙1	1	(1)	1) サービス対価A-1(一時払い)	サービス対価A-1の算定式にある「設計・建設業務費消費税相当額」とは「(事業者が提案する工事費・交付金) * 75% + 交付金」に消費税率を積算した金額と同義という理解でよろしいでしょうか。	当該算定式は、募集要項等に関する質問（1回目）48番等をふまえて修正したものです。 お示しのような金額ではなく、一括払い分と割賦払い分(元金)のそれぞれに係る消費税及び地方消費税をサービス対価A-1として支払うという趣旨です。
3	募集要項	16	別紙1	1	(1)	サービス対価A-2(割賦払い)	募集要項等に関する質問回答（1回目）番号51の回答に関する質問です。割賦元金の消費税はサービス対価A-1(一時払い)として一括して支払うとのことですが、この場合でも割賦元金の消費税は割賦元金合計に対して消費税計算をするのではなく、各支払元金金額に対する消費税計算（1円未満は切捨て）の累計で宜しいか念のため確認させていただけますでしょうか。	割賦元金合計に対して消費税計算した金額とします。
4	要求水準書	9	第2	2	(3)	調理設備計画	テストキッチンにおいては、実習台3台とあります。 要求水準書別紙_02_基本設計書(資料編1)仕上表4/5のテストキッチン備考欄には、アイランド型キッチン×2台と表記されています。前述の実習台とアイランド型キッチンは同一のものでしょうか。同一の場合、台数は3台と2台のどちらでしょうか。	3台が正です。 要求水準書別紙2「基本設計書(資料編)」を修正します。
5	要求水準書	10	第2	2	(5)	1) 食器食缶等	募集要項等に関する質問回答（1回目）のNo76にて、「食器・スプーン・はしに関して10,000食分用意する」回答を頂きましたが、同じく質問回答No3では除外設備の項目となりますが要求水準書別紙7に示す推計も含め「8,500食を前提」と回答を頂いております。食器・スプーン・はしに関しては募集要項等に関する質問回答（1回目）のNo76の回答通り「10,000食分」との認識でよろしいでしょうか。また、要求水準書別紙7「児童生徒数等の実績及び推計」では、2024年の提供食数8,693食から右肩下がりの食数推計となっております。この推計から更新時は8,500食を下回るため事業期間内2回更新する際、それぞれ「8,500食分の更新」を見込む理解でよろしいでしょうか。	前段について、御理解のとおりです。 後段について、要求水準書別紙7に示す食数推計結果から必要と見込まれる数を事業期間中2回、更新して下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
6	要求水準書	10	第2	2	(5)	1) 食器食缶等	質疑回答 1回目 No.108の回答にて「固形食の対応は想定していない」とのことですが、固形食（揚げ物や焼き物）についてはアレルギー対応は行わず生徒児童による弁当持参対応とする考えでしょうか。	募集要項等に関する質問回答（1回目）の108番で固形食の対応は想定していない」と回答したのは、固形食用の食缶を別途用意することは想定していないという趣旨です。 汁物と固形食を同時に出すことはありませんので、固形食の時も汁物用食缶に配缶します。
7	要求水準書	10	第2	2	(5)	1) 食器食缶等	質疑回答 1回目 No.108の回答にて「固形食の対応は想定していない」とのことですが、要求水準書P40においては「将来的に代替食を行う予定」とあります。 この場合においても汁物用食缶1種類で良いと考えれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
8	要求水準書	10	第2	2	(5)	1) 食器食缶等	食缶で果物用の食缶がありませんので、果物（デザート）提供時は、和え物食缶を使用することになると思います。その場合、和え物と果物（デザート）の同時提供はないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
9	要求水準書	14	第2	3	(5)	1)	所有権保存登記について、嘱託者が一宮市様の場合は登録免許税は不要と思われませんが、事業者が負担する費用は、土地家屋調査士や司法書士への報酬などを指すのでしょうか。	登記嘱託に関する、嘱託代理人の選定及び代理人報酬、書類収集、嘱託書作成、嘱託手続きに関する費用、補正手続き、受領手続き等を含む全ての費用です。 なお、登録免許税の課税の有無は、登録免許税法第4条の規定によります。
10	要求水準書	19	第4	1	(1)	2) 衛生的な施設の維持	長期休暇終了の前日は必ず給食エリア内を入念に清掃することとありますが、給食提供開始前に必要な清掃、消毒等の対応がされることを求めているもので、作業日を前日に限定する趣旨ではないと理解してよろしいでしょうか。	市としては、前日に実施頂くのが良いと考え、要求水準書に定めたところですが、市と事業者で協議の上、別の時期（例えば前々日など）に実施しても問題ないと市が判断した場合は、前日に限定しません。
11	要求水準書	21	第4	1	(5)	実施体制	「事業者は～維持管理責任者を配置する。」とありますが、運営業務1－(6)表にあります二級ボイラー技士及び第一種圧力容器取扱作業主任者と兼務してもよろしいでしょうか。	維持管理責任者と二級ボイラー技士との兼務は不可です。 第一種圧力容器取扱作業主任者との兼務は、第一種圧力容器取扱作業主任者が二級ボイラー技士と兼務でない限り可です。
12	要求水準書	22	第4	1	(9)	事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	事業期間中に発生する修繕業務は全て事業者の事業範囲とありますが、空調機器等の設備の更新も事業期間中に発生した場合は事業者負担となるのでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
13	要求水準書	26	第4	4	(5)	その他	本施設周辺で開催される行事等で従業員用駐車場部分を利用する場合がありますが、現時点で使用が想定される具体的な行事、規模、台数等があればお示しください。	現時点で、従業員駐車場の使用を必要とする行事は予定していません。
14	要求水準書	27	第4	6	(2)	修繕・更新（補充）業務	食器・食缶の更新は2回ですが、募集要項等に関する質問回答（1回目）の初期調達数（回答N o76食器は各10,000個、回答77食缶は要求水準書別紙8記載数）と同数を更新する理解でよいですか。 また、上記が同数の更新であればコンテナも初期調達数を更新することでよいですか。	食器類は、事業期間中の2回の更新時は、10,000個ではなく、要求水準書別紙7の食数から必要と見込まれる数で結構です。 食缶類は、御理解のとおりです。 コンテナは、御理解のとおりです。
15	要求水準書	30	第4	8	(4)	1) 給食エリア	「⑥窓ガラスは月1回以上清掃する。」とありますが、前段（3）本施設の内側に「窓ガラスは月1回以上（ただし、汚れの状況により市との協議の上で調整可）」とあり、作業周期は同様と考えてよろしいでしょうか。	給食エリアの窓ガラスについては、規定しているとおり、月1回以上（見学通路から調理の様子を覗き見る窓ガラスは、調理場側からは年2回以上。ただし、窓枠に虫の死骸等の見学者を不快にさせるものが発生した場合は随時。）清掃して下さい。
16	要求水準書	35	第5	1	(6)	業務実施体制	総括責任者の概要欄に「～調理場ごとに専従で配置する。」とありますが、本調理場内に総括責任者を1名配置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 本施設に1名を専従で配置ください。
17	要求水準書	39	第5	2	(4)	調理業務	食材の荷受け業務は要求水準書に記載がないため、市の業務との理解でよろしいでしょうか。 また、「食材検収補助業務」の内容は要求水準書記載のとおりですが、事業者の位置づけは市が行う検収業務に協力して、検収準備、検収の補助、検収室の片付けを行うことであるとの理解でよろしいでしょうか。	「食材検収補助業務」のなかに食材の荷受け業務も含まれます。
18	要求水準書	40	第5	2	(4)	7) アレルギー対応食の提供	「対応アレルギーは5種類（乳、卵、小麦、えび、かに）に順次増やしていく」とありますが、4月30日公表の「実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答No.254」で「献立立案の際、アレルギーの重複がないように工夫し、1回の献立の中で1品のみを除去対象とする」とありますので、同じ日に5つのアレルギーそれぞれに対応した調理は行われない（＝基本設計図書における5つの加熱調理ブース（電磁調理器を含む一連のコーナー）の同時使用はない）との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
19	要求水準書	40	第5	2	(4)	7) アレルギー対応食の提供	アレルギー対応食以外のアレルギーを含まない献立については、通常食と同様にクラスごとの食缶で提供すると考えれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
20	要求水準書	40	第 5	2	(4)	7) アレルギー対応食の提供	募集要項等に関する質問への回答No.108の回答で「汁用1種類のみを準備」とありますが、4-3様式集資料新センター予定献立No.2に「アンサンプルエッグ」が提供メニューに記載されています。このメニューも汁用の容器で提供する想定でしょうか。	御理解のとおりです。
21	要求水準書	45	第5	5	(2)	残滓の処理等	参考までに、貴市の現既存2調理場における一日当りの廃棄量をご教示ください。	2場分の切削くずと各学校からの回収分等を合わせた量は以下のとおりです。 令和2年11月 約31トン/月。 令和3年6月 約39トン/月。
22	要求水準書	別紙 1				7 動線計画図 16 1階平面図 厨房機器配置図	実施方針質疑No322にて、E10のパススルーノーマルボックスは「スチコンで下加熱した食材を煮炊き調理室側に受け渡す際の使用」を想定されているとの事ですが、その逆で、揚物・焼物・蒸物調理に使用する野菜を煮炊き調理室の釜で下加熱し、揚物・焼物・蒸物調理室側へ受け渡す際にも、同様のE10のパススルーノーマルボックスを通して良いとの理解で宜しいでしょうか。そうでない場合、煮炊き調理室側から揚物・焼物・蒸物調理室側へ下加熱した食材の受け渡しは、E10横柱の右側の扉を通過させる想定でしょうか。前段と後段のいずれを想定されているのかご教示願います。	調理室の釜で食材を下加熱することは想定していません。
23	要求水準書	別紙 1				7 動線計画図 16 1階平面図 厨房機器配置図	22番の質問に付随する内容となりますが、豆腐練物上処理コーナーや野菜上処理室で上処理した未加熱の食材を揚物・焼物・蒸物調理室で扱う場合の食材の受け渡しは、E10横柱の右側の扉を通過させるとの理解で宜しいでしょうか。実施方針質疑No322にて、E10のパススルーノーマルボックスは「スチコンで下加熱した食材を煮炊き調理室側に受け渡す際の使用」を想定されておられるため、当該パススルーボックスは加熱前食材の受け渡しでの使用は想定されていないと考えますが、その様な理解で宜しいでしょうか。	御理解の通りです。
24	要求水準書	別紙 1				7 動線計画図 16 1階平面図 厨房機器配置図	上処理側で上処理した「豆腐練物・乳製品」や「野菜・果物」を肉・魚下処理室で扱う献立・調理工程は想定されていますでしょうか。その場合、上処理側から肉・魚類下処理室への食材動線について、具体的にどの機器を通しての受け渡しを想定されるかをご教示願います。	想定していません。
25	要求水準書	別紙 1				7 動線計画図 16 1階平面図 厨房機器配置図	肉・魚類下処理室のD14パススルー冷蔵庫の上側のカウンターは、何の受け渡しを想定されていますでしょうか。	冷蔵を必要としない食材または天板の受け渡しを行います。 その他の活用方法は提案に委ねます。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
26	要求水準書	別紙 1				20.8 給水設備	<p>基本設計では受水槽の設置はせず、75A×2系統での引き込みによる直結給水となっていますが、ボイラー貯湯槽へ給水管の直接接続をしても良いでしょうか？</p> <p>もしくはパネル式熱交換器などを介する事で直接接続をしない計画とする必要があるでしょうか？</p> <p>詳細については上下水道部様へ直接問い合わせをしても良いでしょうか？</p>	<p>実施方針及び要求水準書(案)に関する質問への回答346番のとおり、受水槽設置は不可であり、直結方式として頂きますが、その他の条件は、御質問のものも含めて、特段定めません。</p> <p>適宜、上下水道部に問い合わせの上、適切に計画して下さい。</p>
27	要求水準書	別紙 8				配送・回収先一覧	<p>募集要項等に関する質問回答（1回目）のNo144にて、「令和6年度には小学校3～6年生も35人学級となる事を想定した提案価格とする」との回答頂きましたが、現時点で公表内容と比較して学級数が増加することを貴市が想定されているという事でしょうか。その場合、事業者では判断しきれない事象であるため、各校における前提とすべき最大の学級数及びコンテナ台数について明確にご教示ください。</p> <p>仮に提案段階で必要数量が明示されない場合には、令和6年度以降に35人学級制が適用されたとしても、現在の提示されている学級数・コンテナ台数を上回らない前提にて提案させて頂くこととし、コンテナ台数やその他関連備品の増が必要となった際には、貴市の費用で追加購入されることと理解して宜しいでしょうか。</p> <p>本件に関しては、コンテナ台数やその他関連備品のみならず、配送車両台数にも関係し、積算にも大きく影響を及ぼす件と考えられますため、明確な回答をご教示願います。</p>	<p>令和6年度の学級数は令和2年度と比較して以下のとおり増加することを見込んでいます。</p> <p>この学級数増加を見込んで計画して下さい。</p> <p>宮西小+1 北方小+1 今伊勢小+4 今伊勢西小+4 北方中+1 今伊勢中+2</p>
28	要求水準書	別紙 8				配送・回収先一覧	<p>「令和6年度には、小学校3～6年生も35人学級となることを想定し、事業を実施すること。」とありますが、令和6年度から各小学校3～6年の学級数は1学級増加するという認識でよろしいでしょうか。コンテナの準備数に大きな影響が出ますので、御教示頂きたく宜しくお願い致します。</p> <p>(例：宮西小学校2年生 【令和2年度現在】2学級（40人学級） 【令和6年度】3学級（35人学級）)</p>	<p>27番の回答を御参照下さい。</p>
29	事業者選定基準	9	別紙			評価項目2 「資金調達計画・長期収支計画」	<p>サービス対価C-1（固定料金）及びサービスC-2（変動料金）の適切な配分については、事業者選定基準の「長期収支計画」の項目で提案内容を審査されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「サービス対価の設定に関する考え方」に含まれる提案内容については、ご理解の通りです。</p>

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
30	事業者選定基準	12	別紙			評価項目6 「その他市の施策推進に対する支援」	（「募集要項等に関する質問回答(1回目)」No.160.での貴市ご回答内容が不明確であるため、認識の齟齬を回避することを目的に、質問させていただきます。） 3ポツ目「市の都合（感染症等への対応含む）による給食中止に対する対応策」について、サービス対価での取扱いには既に公表頂いている事業仮契約書（案）等にてお示し頂いておりますので、ここでの求められている対応策とは、事業契約書(案)によるサービス対価の減額を許容する提案を求めているのではないことを確認させてください。	御理解の通りです。
31	様式集	2				提出書類一覧 様式5-7	「地域経済・地域社会への配慮や貢献～」とありますが、市内業者とは一宮市内に本店若しくは支店がある企業と考えてもよろしいでしょうか。	市内業者とは一宮市内に本社又は本店（主たる事務所）を置く企業を指します。
32	様式集	3				提出書類一覧 様式6-3	様式6-3 将来の可変性を考慮した計画・設計（評価基準：将来の受配校やクラス数の増に対応した適切な計画・設計となっているか。）とありますが、募集要項等に関する質問回答（1回目）NO. 144 令和6年に35人学級に対する学級数が増える事によって必要となる諸費用（食缶・コンテナ・その他備品の調達費用等）等の質問回答として、「令和6年度には小学校3～6年生も35人学級となることを想定し、事業を実施することを、要求水準として規定していますので、それを前提とした提案価格として下さい」とありますが、増加となる学級数の予定数をお示し頂く事は可能でしょうか。	27番の回答を御参照下さい。
33	様式集	4				提出書類一覧 様式9-5	長期修繕計画について、「供用開始から事業期間終了時までの15年間7か月、及び事業期間終了時点からの15年間をあわせた合計30年間」とありますが、合計30年7か月間の長期修繕計画表を作成すればよろしいでしょうか。	御理解の通りです。
34	様式集	6				作成要領等 1 一般事項	募集要項等に関する質問回答（1回目）のNo175にて、各企業の企業名は記載して良いと回答を頂いておりますが、必要に応じて「〇〇企業」と呼称を使用した表現で記載する事も問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解の通りです。 ただし、同一業務を複数の企業にて担当する場合、各企業を識別できるよう記号等（例：A、①、A…など）を用いた形で記載ください。
35	様式集					様式4-2	提案書及び提案価格を持参提出する際には、代表企業の代表者から代理人への「復代理人の委任状」は不要という理解で宜しいでしょうか。	御理解の通りです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
36	様式集					様式4-3	様式5-4-3⑤ その他費用は、④ 維持管理・運營業務（固定料金分）に含まれる、とのことでよいでしょうか。	費用特性に応じて、固定料金分に該当するかをご判断ください。 なお、関連箇所について、様式集を修正しますので、変動/固定の別も記載してください。
37	様式集					様式5-3-1 ○支出等 注) 4	様式5-3-1 SPC管理費は以下の合計額と一致する、との理解でよいでしょうか。異なる場合は、様式5-4シリーズのどの様式のどの項目と整合性を合わせればよいか、ご回答ください。 ・様式5-4-3⑤ その他費用（光熱水費とその他を含む）	様式5-4-3⑤内の「SPC運営費」としてごください。
38	様式集					様式5-3-1 ○収入等 2.	事業仮契約書（案）別紙10-2 1 (2)が「本施設引渡日の2銀行営業日前」に変更されたことに伴って、様式5-3-1についても修正願います。	様式集を修正します。
39	様式集					様式5-4-1	募集要項等に関する質問回答（1回目）番号234の回答に関する質問です。サービス対価A-2、設計・建設業務原価については、支払期限到来基準により計上とございますが、平成30年度の税制改正により割賦基準が廃止されており、税金計算が出来かねますので、サービス対価A-2、設計・建設業務原価についても発生主義による計上としていただけないでしょうか。	御意見をふまえ、発生主義による計上とします。 様式集を修正します。
40	様式集					様式5-4-1	サービス対価A-2、設計・建設業務原価については支払期限到来基準により計上する場合でも、割賦基準が廃止されているため、様式5-4-1に記載する法人税等やサービス対価A-2、設計・建設業務原価に係る消費税は発生主義を採用して計算したものを記載してもよろしいでしょうか。	御意見をふまえ、発生主義による計上とします。 様式集を修正します。
41	様式集					様式5-4-2 備考7	「リース処理する提案のものについて維持管理・運営費相当額に含める提案の場合には、～当該内容を別紙に記入して提出してください。（別紙の様式は任意とします。）」とありますが、運営費の内訳資料（リース処理した費用を明記した資料）を提出すればよろしいでしょうか。 別紙様式に記載する必要のある項目がありましたら御教示ください。	リース処理に関する費用の詳細が運営費の内訳資料の中で明示されている場合は、当該資料を別紙としても扱い、リース処理に関する追加の資料提出は不要とします。 ただし、様式5-4-2上でリース処理とする項目名等が読み取れるよう、様式内で注釈等を付けてください。
42	様式集					様式5-4-3⑤	本様式に記載する光熱水費は、固定費のみを記載することになるでしょうか。	変動・固定を問わず、業務遂行に必要な光熱水費をすべて計上してください。 そのうえで、費用特性に応じて、サービス対価C-1（固定料金分）に該当するかをご判断ください。 関連箇所について、様式集を修正します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
43	様式集					様式5-4-3⑥	本様式に記載する運営費は、固定費のみを記載する、との理解でよいでしょうか。	変動・固定を問わず、業務遂行に必要な運営費をすべて計上してください。 そのうえで、費用特性に応じて、サービス対価C-1（固定料金分）に該当するかをご判断ください。 関連箇所について、様式集を修正します。
44	様式集					様式集資料 予定献立表	様式10-3にて「予定献立表を前提に、各献立について具体的な調理時のポイント及びその作業を行う根拠を記載」とありますが、提示頂いています資料では「各食品の形態（冷蔵、冷凍、加工品）」の判別が出来かねます。これらについては事業者が良いと考える方法にてご提案させて頂いて宜しいでしょうか。	規格が記載してありますので、そちらに従ってください。
45	様式集					様式集資料 予定献立表	No.2「アンサンプルエッグ」は冷凍加工食品でしょうか。 （調理工程としては、湯煎を行い、開封、個数数え）	違います。
46	様式集					様式集資料 予定献立表	No.2「アンサンプルエッグ」は手作り調理を前提として考えれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
47	基本協定書 （案）	5				第9条 第1項	「なお、違約金は、事業契約書別紙1.1「サービス対価の支払い方法」に定める…」と記載がありますが、別紙1.0の誤植ではないでしょうか。	御指摘のとおりです。 修正します。
48	事業仮契約書 （案）	18				第34条 第1項	完工確認書が交付された場合、事業者は速やかに所有権を移転する、となっているため、所有権の移転時期としては開業準備期間開始前、との理解でよいでしょうか。この理解が正しい場合は、引き続き以下3点についてご回答ください。 ① 事業契約別紙10.2（1）に基づき、事業スケジュール（予定）通りであれば、事業者はサービス対価A-1に係る請求書を令和7年7月以降、速やかに発行できる、との理解でよいでしょうか。別紙10.2（1）についても同様です。 ② サービス対価A-2の金利支払対象期間は、開業準備期間＋事業期間の終了日まで（具体的には令和7年7月1日から令和22年3月31日まで）、との理解でよいでしょうか。 ③ ②の理解が正の場合、サービス対価A-2の各回金利計算期間を改めてお示しください。	前段について、引渡しと同時に開業準備業務が開始となります。 ①について、御理解のとおりです。 ②について、引渡しの翌日から事業期間の終了の日までが金利算定の対象期間です。 ③について、初回の金利算定期間は引渡しの翌日から令和6年12月末日まで、以降は四半期単位です。



番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
49	事業仮契約書 (案)	19				第36条 第8項	「引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市の指図により生じたものであるときは、…」との記載がありますが、本件工事にあたって、一宮市様より材料が支給されることがあるのでしょうか。	市が材料を支給する予定はありませんが、仮に支給することがあり、それにより契約不適合が生じた場合のため、「支給材料の性質又は」という規定を残しております。
50	事業仮契約書 (案)	30				第59条 第2項	履行保証保険については、保険契約者をSPCとする方法と、保険契約者を各業務受託企業として複数の履行保証保険により契約補償額以上とする方法のいずれもお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。募集要項等に関する質問回答（1回目）のNo307にて、前段には回答頂けておりましたが、後段について回答を提示頂けていなかったため、改めて確認させて下さい。	51番の回答を御参照下さい。
51	事業仮契約書 (案)	30				第59条 第2項	履行保証保険にて契約保証金の納付に代える場合、各構成員が各業務毎に保険契約を締結し、当該保険金額の合計額が契約保証金額を上回っていることをもって、契約保証金の納付を免除していただけますでしょうか。	協定書内で特別目的会社である株式会社の設立をしたうえでの仮契約一本契約になりますので、当該株式会社（契約書内の「事業者」）での契約保証（履行保証保険）が必要になります。
52	事業仮契約書 (案)	30				第59条 第2項	契約保証金の一部を現金で納付し、残額について履行保証保険を契約することにより契約保証金の納付を免除していただくことは可能でしょうか。	併用は取り扱っておりません。
53	事業仮契約書 (案)	30				第59条 第2項	契約保証金に代わる担保として、一宮市契約規則第9条（7）に保証事業会社の保証、とありますが、具体的に、東日本建設保証株式会社、又は西日本建設保証株式会社の保証を、契約保証金に代わる担保としてお認めいただけますでしょうか。	東日本建設保証株式会社又は西日本建設保証株式会社の保証を契約保証金に代わる担保としても問題ありません。
54	事業仮契約書 (案)	30				第59条 第2項	「…第8条に規定する履行保証保険契約の締結または…」との追記をいただきましたが、事業仮契約書（案）において「または」は「又は」で統一されておりますので、形式的な部分で恐縮ですが、ご修正の程宜しくお願い申し上げます。	修正します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
55	事業仮契約書 (案)	31				第61条 第4項	<p>「出来高部分」について、募集要項等に関する質問回答（1回目）の質問314～318では「含まれません。」とご回答いただいておりますが、同種のPFI事業においては、事業者は設計費用や本事業に関する各種費用などの出来高を構築する上で必要であった費用も資金調達を行う必要が生じます。</p> <p>その場合、プロジェクトファイナンスのスキーム上、当該費用について金融機関から融資を受けるためには、当該費用が「出来高部分」に含まれていることが融資条件となります。</p> <p>以上を踏まえ、「出来高部分」には、出来高を構築する上で必要であった費用も合理的な範囲で含めることを改めてご検討いただけませんか。 (含まれない場合には、当該費用にかかる資金調達は構成企業による劣後ローン調達や資本金の積み増しなどで対応せざるを得ず、事業者の負担が大きく増加するものと考えられます。)</p>	御意見をふまえ、「出来高」には、お示しのような費用も合理的な範囲で含むものとします。
56	事業仮契約書 (案)	32				第62条 第2項	<p>募集要項等に関する質問回答（1回目）の質問番号311に関して「御意見をふまえ、規定を変更しました。」とご回答があり、第61条2項に関しては「前項第7号により本契約を解除した場合は…」の条文を削除いただいております。</p> <p>一方で、同様の主旨である第62条2項についても、質問回答（1回目）の質問番号323に関して「御意見をふまえ、第2項の規定を変更しました。」とご回答がありましたが、事業仮契約書（案）の修正版では、「前項第7号により本契約を解除した場合は…」の条文が残置されたままになっております。</p> <p>修正版がそのままですと、工事完工前は談合に関する違約金設定が存在しない一方で、工事完工後は談合に関する違約金設定が存在するといった状態になってしまうため、当該条文の削除もご検討いただけませんか。</p> <p>あわせて、整合性を合わせるため、別紙14の事業者（=SPC）に対して違約金を求める主旨の定めも削除いただけませんか。</p>	第62条第2項については、修正できておりませんでしたので、改めて、修正します。 別紙14についても修正します。
57	事業仮契約書 (案)	34				第64条	<p>「…し、市は、合理的な範囲で事業者の損害（逸失利益は含まれない。）を負担する。」との追記をいただきましたが、「合理的な範囲」とは「相当因果関係を有する範囲の損害」という意味と解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>また、一宮市様による任意解除がなされた場合の規定であるため、事業者に生じる逸失利益に関してもその範囲に含めていただけませんか。</p>	「合理的な範囲」は、基本的には解除と相当因果関係にある損害を意味するものとの理解で良いと考えますが、疑義を避けるために付言すると、損害の事実自体は範囲内であっても、不必要に多額な費用をかけた場合などは「合理的な範囲」には含まれません。 また、180日の通知期間を置いておりますので、逸失利益については含まないこととしております。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
58	事業仮契約書 (案)	38				第71条 第5項	合理的な範囲で市が負担とございますが、事業者が負担する費用について、他のPFIでは、事業者の負担はサービス対価の1%までであり、それを超過する場合は発注者様にてご負担頂くの多いかと存じます。本件についても、工事完工日前は累計でサービス対価A-1及びサービス対価A-2の元本合計（消費税込み）の1%まで、工事完工日後は一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価C-1及びサービス対価C-2の合計（消費税込み）の1%までを事業者で負担し、それを超過する部分については貴市にてご負担いただく等の負担割合をお示し頂けないでしょうか。	民法上の危険負担は、債務者主義（請負人の負担）となっております。他のPFI事業で1%を上限として事業者が負担すると規定している趣旨は、このような債務者主義を修正しつつ、事業者側に一定の負担を課す（すなわち、事業者が必ず1%を上限とした負担を負う。）ことにより全体的な増加費用を削減、損失を軽減するインセンティブを与えているものと理解しております。これに対して、本事業では、同様に、民法の債務者主義を修正し、事業者が善管注意義務を負うことを前提とした上で、市と事業者の協議を踏まえ、市が合理的範囲、すなわち必要かつ相当な範囲の費用及び損害を負担することを規定したものとなっております、特に事業者の負担を重くするものではありませんので、原案のとおりとします。
59	事業仮契約書 (案)	38				第74条 第1項、第2項、第3項	「保険契約締結後又は更新後直ちに当該保険証券の写しを市に提出しなければならない」とありますが、実務上、保険契約締結後、保険証券の発行まで1か月程度を要します。従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を出し、保険証券が発行されしだい提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	認めます。
60	事業仮契約書 (案)	別紙 7				1 完工確認（8）	別紙14「事業者が付保する保険」とありますが、別紙13「事業者が付保する保険」の誤植でしょうか。	御理解のとおりです。 修正します。
61	事業仮契約書 (案)	別紙9					建設業務を建設JVを組成し、受託した場合は、保証書を差し入れる保証人の名義は、建設JV全社になるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
62	事業仮契約書 (案)	別紙 10-1				(1) サービス対価の構成	サービス対価A-2について、支払時期が「本施設の引渡し後から事業期間終了までの間にわたり四半期ごとに支払う」との記載のままとなっておりますが、「本施設の引渡し後から、令和7年1月を初回として、以降四半期ごとに支払う」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	修正します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
63	事業仮契約書 (案)	別紙 10-2				(ア)サービス対価A-2の算定方法	事業者が実施する設計・建設業務に係る対価の割賦払い（サービス対価A-2）にあたり、「初回は4か月分であることを考慮し」との記載がございますが、上記業務対価は、施設引渡し時点で事業者側の債権が確定し、貴市に支払い義務が生じることから、サービス対価の割賦払いに伴う金利は、引渡し日の翌日から算定することが妥当であると考えます（他のBTO方式によるPFI事業においては、対象事業施設の引渡し日翌日からの金利算定が一般的です）。そのため、「初回は4か月」は誤記であり、「初回の金利算定期間は本施設の引渡し日の翌日から12月末日までであることを考慮し、2回目以降とは異なる金額とすることも可）であることを確認させていただきます。	御指摘のとおりです。 修正します。
64	事業仮契約書 (案)	別紙 10-2				(ア)サービス対価A-2の算定方法	他のBTO方式によるPFI事業における割賦金利の算定期間と同様に、初回の金利算定開始時期を本施設の引渡し日の翌日からとする場合、割賦金利の算定対象期間は、令和6年7月1日から令和22年3月31日までの15年9か月（63四半期分）となります。 したがって、サービス対価A-2を「全62回で元利均等返済する方法で支払う」算定方法は、「令和6年10月1日以降を対象に全62回の元利均等返済の方法とし、第1回の支払い時には令和6年7月1日から令和6年9月30日までの金利分を加算して支払う」ことを意味していることを確認させていただきます。	御指摘のとおりです。 修正します。
65	事業仮契約書 (案)	別紙 10-2				(イ)支払金利の設定方法	募集要項等に関する質問回答（1回目）の質問番号52に関して「日本銀行が示す代替指標の採用を想定しておりますが、現時点で確定的なことは申し上げられません。」との回答がございましたが、後継金利について、貴市、SPCおよび融資金融機関の間で、スプレッド調整を含めて協議すること自体については、ご了解いただけますでしょうか。	市と優先交渉権者での協議は可能です。 融資予定の金融機関も交えて3者で協議するの可否かは、その時に判断します。
66	事業仮契約書 (案)	別紙 10-3				1)維持管理・運営業務に係る対価	区分その他費用を構成する費用の内容は、様式5-4-3⑤ その他費用のうちその他に記載される内容と一致する、との理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
67	事業仮契約書 (案)	別紙 10-4				(イ)サービス対価C-1の算定方法	各四半期の支払額について、年間支払額を対象に消費税及び地方消費税の調整や、1回当たり(各四半期相当分)の支払額の調整が規定されていますが、本事業では四半期ごとに貴市による報告書の承認を受けることで、その時点で貴市への債権は確定する（貴市モニタリングによる減額も、四半期ごとに判断・実施される）ため、消費税及び地方消費税の算定は請求の都度（各回ごと）であり、年間の支払額での調整は不要であることを確認させていただきます。	御意見をふまえ、修正します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
68	事業仮契約書 (案)	別紙 10-6				3 サービス対価の改定 (1) サービス対価 A-1 (一時支払)	物価変動に伴う設計・建設業務の対価の改定については、サービス対価A-1及びA-2を合わせた設計・建設業務の対価全体に適用された上で、その支払いはサービス対価A-2にまとめて計上されるとの理解でよろしいでしょうか。	令和3年7月2日に公表した修正版では、サービス対価A-1は物価改定の対象としない前提で規定しておりましたが、対象とするよう修正します。
69	事業仮契約書 (案)	別紙 10-6				3 サービス対価の改定 (1) サービス対価 A-1 (一時支払)	サービス対価A-1は設計・建設業務の対価であり、そのうちの最大75%を占めます。サービス対価A-1もサービス対価A-2と同様に、物価変動に伴う改定の対象とするよう、ご再考をお願いいたします。	御意見をふまえ、事業仮契約書(案)を修正します。
70	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7				3 サービス対価の改定 (1) サービス対価 A-1 (一時支払)、 (2) サービス対価 A-2 (割賦支払)の改定	サービス対価A-1及びA-2について、提案書提出から、事業契約締結日の期間の物価変動もカバーするために、「事業契約締結日の属する月」ではなく、「提案書受付最終日(令和3年9月27日)の属する月」としていただきますよう、ご検討ください。	原案どおりとします。
71	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7				(2) サービス対価 A-2 (割賦支払)の改定	①対象となる費用につき、「設計費、工事監理費などを除いた、直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要となる経費とする(建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事など各種工事を含む。ただし、厨房機器費用等の調理設備工事は除く)。」とありますが、サービス対価A-2より、厨房機器費用等の調理設備工事を除く計算式のご明示をお願い致します。	改定対象費用を表現する算式はありません。
72	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7				(2) サービス対価 A-2 (割賦支払)の改定	厨房機器費用等の調理設備工事を除いた理由をご教示ください。	本件に限らず、募集要項等で定めた規定内容について、その理由を説明することは致しません。
73	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7				(2) サービス対価 A-2 (割賦支払)の改定	②基準となる指標で、「建設物価」(財団法人建設物価調査会発行)の建築費指数における「都市別指数(名古屋):構造物平均S」の「建築」「設備」を指標とする。」とあります。「建築」「設備」の2つの指標を使ってどのように物価変動1.5%超を判定するのでしょうか。	建築工事は「建築」、各種設備工事は「設備」といった振り分けを行い、物価変動1.5%超の判断および改定計算を行います。
74	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7				(2) サービス対価 A-2 (割賦支払)の改定	③改定方法に記載の物価変動1.5%超の場合の算定方法を、お示しいただけますでしょうか。	追記します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
75	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7				1) 物価変動による改定	「各指標の年度平均値に基づき翌年度のサービス対価を確定させる」ための「各指標の年度平均値」とは、改定対象年度の前年度、又は前々年度のどちらを指していますでしょうか。	別紙10-7に規定の「下表の年度平均値に基づき翌年度のサービス対価を確定する。」についての御質問と理解し、以下、回答します。 「下表の年度平均値」は、改定対象年度の前年度のものを想定しておりますが、募集要項等に関する質問(1回目)の回答374番に示すとおり、年度平均指標値の確定値の公表から四半期ごとのC-1とC-2の改定計算までの期間が短いなど、実務上、支障がある場合は、市と事業者で協議し、対応方法を検討します。
76	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7				(4) サービス対価C-1 (固定料金)及びサービス対 価C-2(変動料金)の改定	「1ポイント」について、1ポイントとは1%のことでしょうか。	御理解のとおりです。
77	事業仮契約書 (案)	別紙 10-9				① 通常食料金単価	以下の変更をご検討ください。 変更前：① 通常料金単価(100食当たり) 円/食 変更後：① 通常料金単価(100食当たり) 円/100食	修正します。
78	事業仮契約書 (案)	別紙 15					以下の修正をお願いします。 修正前：別紙15「暴力…特約条項特約条項」 修正後：別紙15「暴力…特約条項」	修正します。
79	実施方針及び要 求水準書(案)に 関する質問回答					331番	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答331番に関し、電気盤スペースについて各室提示いただいておりますが、開示いただいた以外の場所への設置、EPSの設定は提案という形であれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
80	募集要項等に関 する質問回答 (1回目)					7番	募集要項等に関する質問回答(1回目)番号7の回答に関する質問です。SPCから直接業務受託する場合でも、銀行や弁護士、税理士、公認会計士、保険会社、保険代理店などはその他企業(構成員若しくは協力会社)には含まれず、参加申請手続きは不要との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
81	募集要項等に関する質問回答 (1回目)					53番、345番	後継金利についての質問ではなく、「LIBOR廃止による後継金利の採用は、貴市が一時的に決定するのではなく、事業者との協議によって決定して頂けるのでしょうか」という内容になります。 事業者との協議によって決定して頂けることを確認させてください（プロジェクトファイナンスによる資金調達に影響するため）。	65番の回答を御覧下さい。
82	募集要項等に関する質問回答 (1回目)					90番	竣工式支援の費用負担について、提案時点で、事業者が開業準備費として想定した費用を上限とし、それ以上の負担は必要ないと理解でよろしいでしょうか。	事業者が提案時に想定した金額以上に費用が発生した場合に超過分を市が負担するということはありません。 逆に、提案時に見込んだ金額よりも実際の費用が少なくなった場合でも差額分を市に返還頂くことはありません。
83	募集要項等に関する質問回答 (1回目)					267番	今後、新型コロナウイルス以外の新たな疫病等が発生した場合は、一宮市様と事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由であり、不可抗力に含まれると理解してよろしいでしょうか。	お示しのような疫病等が発生すれば全て不可抗力となるのではなく、個別事案ごとに、当然実施すべき感染対策をやっていたかなどを考慮した上で、不可抗力か否かを判断します。
84	募集要項等に関する質問回答 (1回目)					277番	設計業務に関して、基本設計に関する全ての責任は一宮市様が負うものであり、基本設計に起因する増加費用の負担については一宮市様のご負担と理解してよろしいでしょうか。	基本設計に誤りがあり、市が事業者に提供した資料や情報だけでは実施設計を進めるにあたって事業者がその誤りに気づけないような状況であった場合など、市の責めに帰すべき事由により実施設計の変更が必要となった場合の対応については、事業仮契約書（案）第19条第2項第2号を御参照下さい。
85	募集要項等に関する質問回答 (1回目)					282番	貸付開始時点における事業地内の残置物の撤去費用は「事業者負担」である旨の回答を拝受しておりますが、現時点において「事業地内」に存在する、一宮市様が所有権を有する物品等については、建設工事で発生した物ではないことから、一宮市様の費用負担にて別途ご発注のほど、宜しくお願いいたします。	募集要項P2に規定するとおり、市は、事業用地を事業者に現状有姿で無償貸与することを予定しています。 貸付開始時点での事業用地は、道路構造物（道路舗装や側溝等）や土留板があり、樹木伐採後の切株や根、低木や草、境界柵その他の物件等が存在する可能性があることに留意して、事業への応募を御検討下さい。
86	募集要項等に関する質問回答 (1回目)					282番	一宮市様が不要と考える物は、建設にともなって発生する廃棄物ではないため、その処分には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における処分業者としての許可が必要です。 したがって、今回のPFI事業が要求する業務に、取まらないとの主旨で質問させていただきました。PFI事業外の廃棄物の処理として、別途、一宮市様より発注を検討ください。	85番の回答を御参照下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
87	募集要項等に関する質問回答 (1回目)					307番	契約保証について履行保証保険での対応が認められたことは理解しましたが、当該質疑の後半、「保険契約者をSPCとする方法と、受託企業を保険契約者とし複数の履行保証保険により契約保証金以上とする方法の両方を認めていただけますでしょうか。」についても、ご回答をお願いします。	51番の回答を御参照下さい。
88	募集要項等に関する質問回答 (1回目)					400番	募集要項等に関する質問回答（1回目）番号400の回答に関する質問です。事業所税は対象事業を開始したときから課税期間が始まり、ここでいう事業の開始には、営業開始のための準備業務も含まれるものと認識しております。本事業での準備業務は開業準備期間（引渡日の翌日～）であり、引渡日の翌日が課税期間の開始日ではないでしょうか。	事業所税の課税の取扱い上、事業所を新設した場合において、一般に新設の日（当該事業所を用いて事業を開始する日）をいつと捉えるかという点については、引渡し日となります。これを前提として、具体的に税額を計算する段階における月割計算上、算定月数の開始月をいつからと扱うかという点については、ご提示の通り、「新設の日の属する月の翌月から」とされていることから、新設の日（引渡し日）が6月30日であれば、その翌月である7月を開始月と扱う（7月が1月目であると扱う）こととなります。
89	募集要項等に関する質問回答 (1回目)					400番	事業所税の課税は引渡し日からとの記載がございますが、一宮市公表の事業所税の手引きでは、算定期間は「新設の日の属する月の翌月」となっております。そのため、事業所税の課税は施設引渡し日、令和6年6月30日の翌月7月からの理解でよろしいでしょうか。	88番の回答を御参照下さい。
90	募集要項等に関する質問回答 (1回目)					400番	質問回答（1回目）No.400で、事業所税は「引渡し日から課税されます。」とありますが、事業所税の従業者割部分については、SPCに納付義務はなく、運営企業に供用開始日から納付義務があるとの理解でよろしいでしょうか。応募グループごとの考え方により提案金額に差が生じるため、統一の条件をお示しいただけますでしょうか。	委託元甲社の事業所の一部で委託先乙社の従業者が委託事業を行う場合は、当該事業所の一部が賃貸借契約等により占有して使用できる状態であり、独立した乙社の事業所であると認められる場合を除き、当該委託元である甲社が資産割の納税義務者となり、従業者割については、乙社が納税義務者となります。本事業において、市との直接の契約の相手方であるSPC・A社が、給食調理業務について運営企業・B社に再委託した場合、A社は上記の例示でいう甲社にあたり、B社は乙社にあたることとなります。また、B社が一宮市に申告納付すべき事業所税従業者割を算定するにあたっては、その免税点の判定（及び課税標準の算定）については、B社の一宮市内における課税対象事業にかかる従業者数の合計（及びその給与支払総額）を用いることとなります。そのため、従業者割については、納税義務が発生する場合もしない場合も想定されます。事業所税の課税の開始期につきましては、88番の回答を御参照下さい。なお、従業者割の税額計算においては、月割計算という考え方はなく、算定期間中に支払った従業者給与総額が課税標準となります。



番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
91	募集要項等に関する質問回答 (1回目)					400番	質問回答(1回目) No.400で、事業所税は「引渡し日から課税されます。」とありますが、業所税の従業者割部分について、運営企業に納付義務がある場合、様式5-4-3⑥(開業準備費・運営計画書)に適宜行を追加し、運営費に事業所税を計上するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。